

制定	2026年3月27日	1
改正	—	版

個人情報取扱規程

第1条（目的）

本規程は、うべアクアフロント株式会社（以下、当社）が事業の用に供している個人情報を個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）、国の指針、その他関係法令及び宇部市との実施契約の定めに基づいて保護するための管理の基本的事項を定め、全ての従業員が本規程の内容を認識し、事業内容に応じて個人情報を適切に保護することを目的とする。

第2条（適用範囲）

- 1 本規程は、当社の全ての従業員に対し適用し、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、労働者派遣法に基づく派遣労働者を受け入れる場合、及び応援等による他社からの常駐者にも、本規程の目的とするところに従って適用し、個人情報の適切な保護を図るものとする。
- 2 当社が個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、あらかじめ宇部市の承諾を得た上で、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3条（用語及び定義）

本規程で使用される用語及びその定義は、次のとおりとする。

（1）個人情報

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (b) 個人識別符号が含まれるもの

（2）個人識別符号

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）で定めるものをいう。

- (a) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

例) 指紋データ、顔認識データ、虹彩、声紋、DNA データ等

- (b) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用

者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

例) 免許証番号、パスポート番号、年金手帳番号、健康保険証番号等

(3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

例) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、身体障害や知的障害情報等

(4) 個人情報保護統括管理者

個人情報保護管理体制の構築及び運用に関する権限と責任を有する者をいう。統括管理者は経営管理部長が担う。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 本人の同意

本人が、個人情報の取扱い(取得、利用、本人にアクセス又は提供)に関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をいう。ただし、本人が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人の場合は、保護者又は法定代理人等の同意を得る必要がある。

(7) 従業者

直接、間接に当社の指揮監督を受ける等して当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員等)のみならず、取締役、監査役、派遣社員も含まれる。

(8) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及びこれに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして施行令で定めるものを除く。

(9) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(10) 保有個人データ

当社が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

第4条 (個人情報取得の原則)

- 1 個人情報の取得は、当社が行う事業の範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な範囲においてのみ行う。
- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行う。

第5条 (要配慮個人情報の取得の制限)

- 1 要配慮個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならない。ただし、次項を満たす場合は、この限りではない。
- 2 次に示す条件を満たす場合で、その条件を満たすことを明確に提示することが可

能なときは、要配慮個人情報の取得を行うことができるものとする。

- (1) 明示的な本人の同意がある場合（本人から直接書面によって同意を得て取得する場合）
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則で定める者により公開されている場合
- (7) その他(1)から(6)に掲げる場合に準ずるものとして施行令で定める場合

第 6 条（個人情報の取得の手続）

- 1 業務において新たに個人情報を取得する場合には、様式（1）により、あらかじめ個人情報保護統括管理者に利用目的、実施方法その他必要事項を届け出の上、承認を得なければならない。
- 2 前項の承認後、個人情報を取得する際（本条第 4 項の場合を除く。）は、第 4 条第 1 項の利用目的を、あらかじめ公表して行う。また、当社は、本人から個人情報の利用目的の通知を求められたときは、その利用目的を、本人に通知しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、緊急対応後速やかに第 4 条第 1 項の利用目的を、本人に通知又は公表する。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に様式（3）又はこれに準ずる方法によって通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第 7 条（個人情報の利用の原則）

- 1 個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。
- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 従業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第 8 条（個人情報の目的外利用）

- 1 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、様式（1）により、事前に個人情報保護統括管理者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施に当たり当社が収集又は作成した個人情報については、宇部市の指示又は承諾を得ることなしに、利用目的以外に使用してはならない。
- 3 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、前項の承諾後、様式（3）又はこれに準ずる方法によって本人に通知の上、事前に本人の同意を得るものとする。
- 4 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 5 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - （1）法令に基づく場合
 - （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （4）国の機関又は地方公共団体が又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条（個人情報の共同利用）

- 1 個人情報を特定の者との間で共同利用する場合は、様式（1）により、事前に個人情報保護統括管理者の承諾を得なければならない。
- 2 個人情報を特定の者との間で共同利用する場合は、前項の承諾後、以下の事項をあらかじめ本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、共同利用者にも同様の措置を講じさせなければならない。
 - （1）個人データを特定の者との間で共同して利用する旨
 - （2）共同利用される個人データの項目
 - （3）共同利用者の範囲
 - （4）共同利用者の利用目的
 - （5）個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 当社は、前項に規定する共同利用者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者を変更しようとする場合はあらかじめ、前項に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合は遅滞なく、変更内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、共同利用者にも同様の措置を講じさせなければならない。

第10条（個人情報の第三者提供の原則）

- 1 個人情報は、次に掲げる場合を除き、事前に本人の同意及び宇部市の指示又は承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
 - （1）法令に基づく場合
 - （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意

を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関又は地方公共団体が又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 個人情報第三者に提供する場合は、様式(3)又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
 - 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、様式(1)により、事前に個人情報保護統括管理者の承諾を得なければならない。
 - 4 当社は、第一項の規定に基づき個人データを第三者に提供したときは、法令の定めに従い、当該個人データの提供の年月日、当該第三者の氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名を含む。)その他の法令で定める事項に関する記録を作成し、3年間保存しなければならない。
 - 5 当社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令の定めに従い、当該第三者の氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名を含む。)及び住所、並びに当該第三者による当該個人データの取得の経緯等について確認を行わなければならない。また、当該確認事項及び当該個人データの提供を受けた年月日その他の法令で定める事項に関する記録を作成し、3年間保存しなければならない。
 - 6 前各項に定めるほか、第三者に個人情報を提供する場合又は個人情報の提供を受けた場合は、法(平成15年法第57号)及びその他の関係法令に従い必要な措置を行う。
 - 7 次に掲げる場合における個人データの提供先については、本条の第三者には該当しないものとする。
 - (1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

第11条(個人情報の安全管理体制)

- 1 個人情報保護統括管理者は、個人情報に関するリスク(不正アクセス、紛失、破壊、改ざん漏洩等)に対して、法、ガイドライン及び宇部市との実施契約に基づき、必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。
- 2 従業者は、個人情報を持ち運ぶ場合及び個人情報の入った機器、電子媒体等の廃棄において、情報漏えいを防止するために適切な措置を講じなければならない。
- 3 従業者は、法、本規程、その他個人情報に関する社内規程に違反するおそれ又は違反する事実を知った場合、その旨を個人情報保護統括管理者に報告しなければならない。
- 4 当社は、個人情報の漏えいの事故が発生した場合及び法、本規程、その他個人情報に関する社内規程に違反する事実が生じた場合は、被害拡大防止のための措置を

講ずる。また、当該事態が個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして法令で定める要件に該当するときは、法令の定めに従い、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行わなければならない。

- 5 従業者は、本規程第6条第4項、第8条第4項、第10条第1項の例外扱いを行う場合は、様式(2)により、個人情報保護統括管理者の承諾を得なければならない。
- 6 当社は、個人情報の取扱いを受託する場合において、委託元事業者が当該個人情報の授受関係を記録し保管する措置を講じないときは、様式(4)又はこれに準ずる方法により、当該個人情報の授受記録を残すものとする。
- 7 当社は、安全管理措置の内容について本人からの求めがあった場合は、保有個人情報の安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、本人の求めに応じて遅滞なく回答するものとする。

第12条（個人情報の秘密保持に関する従業者の責務）

- 1 個人情報の取得、利用、提供等、個人情報を取扱う業務に従事する者は、法令、本規程及び個人情報保護統括管理者の指示した事項に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払い、その業務を行わなければならない。
- 2 従業者は、宇部市が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、宇部市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第13条（個人情報の管理の原則）

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

第14条（自己情報に関する権利）

- 1 本人から、自己の保有個人データ又は第三者提供記録の開示を求められた場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、電磁的記録の提供を含め本人が指示する方法があるときは当該方法により、原則として開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にこれに応じるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、当社は、延長後の期間及び延長の理由を請求者に通知しなければならない。
- 3 前二項の開示において、本人が請求した方法による開示が多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難である場合は、書面の交付によるものとする。なお、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、宇部市の規定に準じて請求できるものとする。
- 4 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

第15条（自己情報の利用又は提供の拒否及び停止請求）

- 1 当社は、本人から、自己の保有個人データについて利用又は第三者への提供を拒否された場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、これに応じるものとする。
- 2 本人は、自己の保有個人データに関し次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、当社に対し当該各号に定める措置を請求することができるものとし、当社は、法令に特段の規定がある場合を除き、これに応じるものとする

- (1) 第4条、第5条及び第6条の規定に違反して収集されたとき、第7条及び第8条の規定に違反して利用されているとき、又は当社が当該保有個人データを利用する必要がなくなった場合、当該保有個人データについて法第26条第1項本文に規定する事態（漏えい等）が生じた場合、その他当該保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合：当該保有個人データの利用の停止又は消去
- (2) 第10条の規定に違反して提供されているとき、又は当社が当該保有個人データを利用する必要がなくなった場合、当該保有個人データについて法第26条第1項本文に規定する事態（漏えい等）が生じた場合、その他当該保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合：当該保有個人データの提供の停止

第16条（消去・廃棄の手続）

- 1 保存期間が満了し不要になった個人情報、外部流出等の危険を防止するため、必要かつ適切な方法により消去又は廃棄しなければならない。
- 2 義務事業期間が終了した後においては、本事業の実施に当たり、宇部市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、直ちに宇部市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、宇部市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第17条（教育）

個人情報保護統括管理者は、従業者（派遣労働者等を含む。）に対し、個人情報保護及び適正な管理に関する教育・研修を、年1回以上実施しなければならない。

第18条（苦情及び相談）

個人情報保護統括管理者は、個人情報又は個人情報保護管理方法等に関して、本人からの苦情、異議の申出及び相談を受け付けて対応する。

第19条（法令の改廃等）

本規程に定めのない事項及び本規程の条項が法を含む関係法令の改廃により当該法令に抵触することとなった事項については、当該法令の定めるところによる。

第20条（規程の改廃）

本規程の改廃は、宇部市と協議の上、当社の取締役会にて決議を行う。

付則

1. 実施期日 2026年3月27日
2. 添付資料 様式(1) 個人情報取得・利用・提供申請書
様式(2) 個人情報例外扱い申請書
様式(3) 個人情報利用・提供承諾のお願い
様式(4) 個人情報授受管理表(兼受領書)
3. 関連規程・基準 無し
4. 改正の履歴

改正年月日	改正の主な事由及び内容
2026年3月27日 (1版)	会社設立に伴い、当社が取り扱う個人情報の保護に関して、適正な取り扱いを確保するために制定した。

個人情報

取得・利用・提供申請書

個人情報保護統括 管 理 者 (代 理 人)	部 門 長	申 請 者

(承 認)

(審 査)

(作 成)

[申請区分：①取得、②利用（目的外）、③第三者提供]（該当申請区分に○で囲む）

申請部門名		申請日	0000年00月00日
対象資料名		取得予定日	自0000年00月00日 至0000年00月00日
利用目的 (利用及び提供 の範囲も記載)			
取得方法			
通知内容	[申請区分] 取得 利用 提供 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 社名、個人情報保護統括管理者又は代理人の氏名、職名、所属および連絡先 (表記内容：) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 利用目的 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> - 保有個人データの開示を求められた場合に、その求めに応じる旨、及び問い合わせ窓口 <input type="checkbox"/> - - 本人が個人情報を当社に与えることの任意性、及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果 <input type="checkbox"/> - - 本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> - 本人にアクセス（電話、FAX、電子メール、郵便等）する場合には、その旨		
個人情報保護統括管理者(代理人)の指示・所見			

※ 取得の申請時に、個人情報を取得する様式案を添付すること。インターネット等を使用する取得方法の場合は、本人への通知内容を表示した画面のハードコピー又は画面表示様式案を添付する。

※ 目的外利用及び提供の申請時には、本人へ提示する「個人情報利用・提供承諾のお願い」および、当初の個人情報取得時に提出した申請書類のコピーを添付する。(当申請書には、 (太枠) の欄を記入する。)

※ 利用の申請は、利用目的の本人同意のない個人情報を利用する場合（例外条件以外）及び、予め本人から同意を得た利用目的の範囲を超えて個人情報を利用（“目的外利用”という）する場合による。

個人情報保護統括 管 理 者 (代 理 人)	部 門 長	申 請 者

例外扱い申請書

対象個人情報		申 請 日	0000年00月00日
利用・提供先		取扱予定日	0000年00月00日

取 扱 理 由	<p>次の例外事象への対応のため、本人の同意を得ずに当該個人情報の【取得・目的外利用・利用目的の変更・第三者提供】を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 当社が従うべき法令上の義務を果たすため</p> <p><input type="checkbox"/> 人の生命、身体又は財産の保護に必要であるが、本人の同意を得ることが困難なため</p> <p><input type="checkbox"/> 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要であるが、本人の同意を得ることが困難なため</p> <p><input type="checkbox"/> 国の機関若しくは地方公共団体又はそれらの委託先が法令の定める事務を遂行することに対して、当社は協力する必要があるが、本人の同意を得る事によって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p><input type="checkbox"/> 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p><input type="checkbox"/> 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p><input type="checkbox"/> 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p><input type="checkbox"/> 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるため</p> <p>[具体的な取扱い理由・根拠]</p>
取 扱 う 内 容	
個人 情報 保護 統括 管理者 の 指 示 ・ 所 見	

法定代理人が意思表示を行う場合には、併せて次の記入及び資格確認書類のご提出もお願いいたします。

代理人による承諾の場合	代理人住所	
	代理人電話番号	
本人の状況等	本人の状況等	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 被保佐人 <input type="checkbox"/> 被補助人
	資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（未成年者の場合） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人の場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）

個人情報授受管理票（兼 受領書）

ご社名： _____

ご担当者： _____ 印

受領者

うべアクアフロント株式会社

受領日：令和 年 月 日

部

内容（資料名 媒体）	数量	処理区分	返却・廃棄 予定日	返却日	返却・廃棄 確認印	情報授受の経緯及び備考
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				

※注意事項

- 記入後コピーを取り、コピーをお客さまに渡す。
- 返却区分を明確にし、返却の場合はお客さまに返却確認印をもらう。
- 余白行は斜線等で抹消する。

お預かり致しました個人情報は、情報主体の同意を得たものと致します。

◆個人情報についてのお問合せ先

※うべSPCの住所を記入

うべアクアフロント株式会社 ◆個人情報相談窓口 電話 ×××

2025/×/×

様式（4）

切り取り線

個人情報授受管理票（兼 受領書）

ご社名： _____

ご担当者： _____ 印

受領者

うべアクアフロント株式会社

受領日：令和 年 月 日

部

内容（資料名 媒体）	数量	処理区分	返却・廃棄 予定日	返却日	返却・廃棄 確認印	情報授受の経緯及び備考
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				
		返却・廃棄				

※注意事項

- 記入後コピーを取り、コピーをお客さまに渡す。
- 返却区分を明確にし、返却の場合はお客さまに返却確認印をもらう。
- 余白行は斜線等で抹消する。

お預かり致しました個人情報は、情報主体の同意を得たものと致します。

◆個人情報についてのお問合せ先

※うべSPCの住所を記入

うべアクアフロント株式会社 ◆個人情報相談窓口 電話 ×××

20××/×/×

様式（4）